

## 意見交換(1)

# 検定・検査に関する意見・提案

パネリスト 吉川 勲 氏

京都府計量協会 副理事長

計量士部会 委員

# 検定制度の見直し

短期的取り組みとして

## 「器差のみ指定検定機関」を認める

その背景には、

- ◇使用者ニーズの多様化（営業時間外の検定ニーズ、修理検定への対応等）
- ◇市場流通後の計量器については営業で使用している最中の計量器の合否をその場で判断しなければならない

という実態がある。

一方、

**適正計量管理事業所制度**については、  
そのメリットを拡大させることが望まれている。

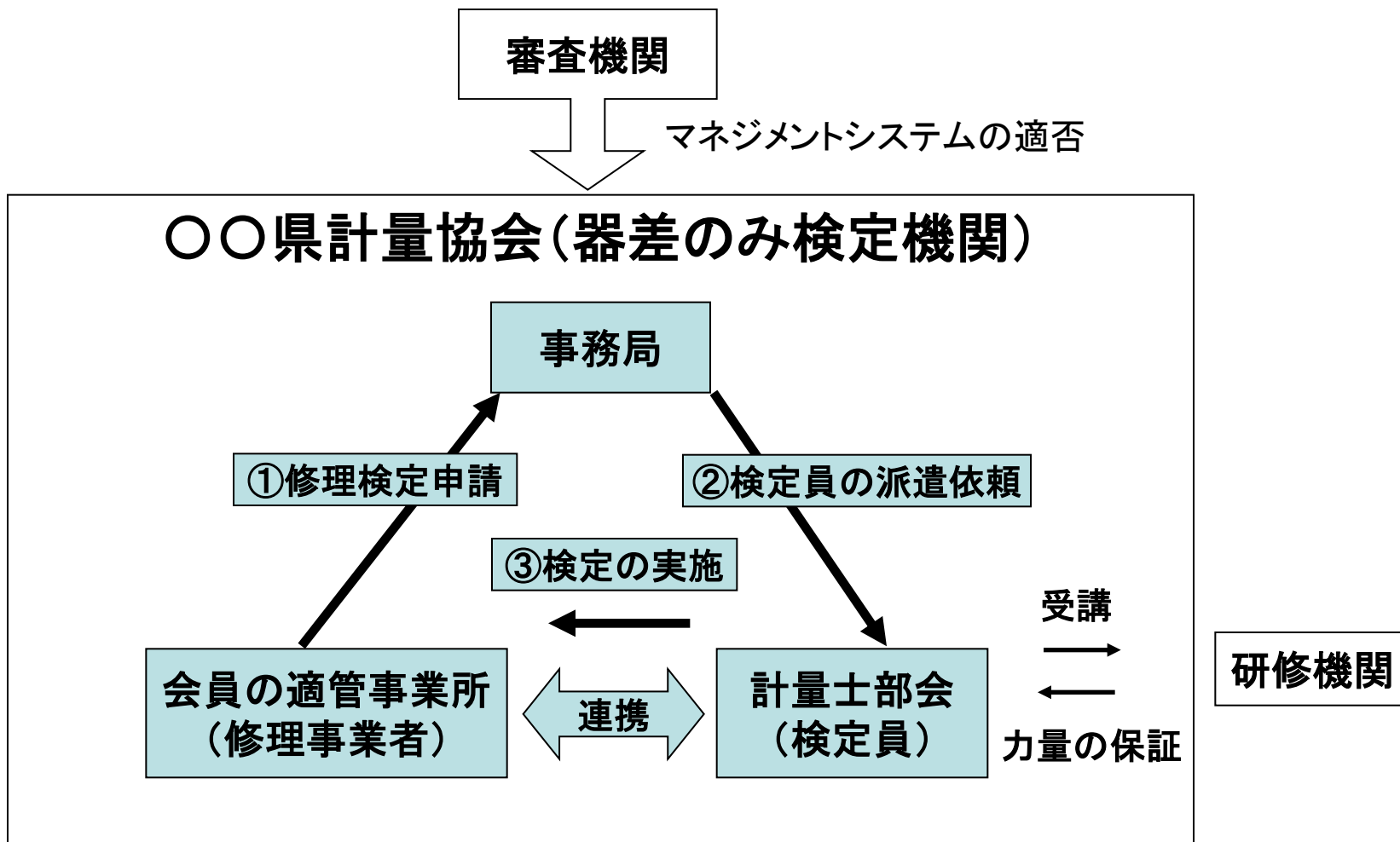
そこで、

- ◇計量管理のインフラが整備された適正計量管理事業所が  
修理事業者となる
- ◇地方計量協会が器差のみ指定検定機関になり、  
会員の計量士が検定を実施する。

ことで、

計量士の活動の場が広がるとともに、  
使用中の特定計量器の修理検定が迅速に行われる。  
それにより、事業所の円滑な生産活動とコストダウンが  
図られ、国民生活の利益につながる。

# 事業所が特定計量器(質量計)の スパン調整を行った場合のスキーム



## 事業所は、スパン調整後すぐに使用したい

- 適正計量管理事業所は、修理事業者としてのインフラが整備されている。  
しかし、
  - スパン調整の作業自体は簡単だが、修理検定を受けなければ使用できない。
    - ・ 適正計量管理事業所と計量士団体とは日常的に連携する関係にある。
- ↓
- ・ 器差のみ検定の主体が計量士団体なら、迅速な対応が可能である。